

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年6月11日提出
【計算期間】	第5期中（自 2023年9月12日至 2024年3月11日）
【ファンド名】	お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド （円ヘッジあり）
【発行者名】	株式会社お金のデザイン
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伴 雄司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町1番3号
【事務連絡者氏名】	岸 久美子
【連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町1番3号
【電話番号】	03-6256-9135
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【ファンドの運用状況】

【お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド（円ヘッジあり）】

以下の運用状況は2024年 3月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	27,780	0.00
	ケイマン	7,551,270,408	96.62
	小計	7,551,298,188	96.62
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	263,878,504	3.38
合計(純資産総額)		7,815,176,692	100.00

(2) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2020年 9月10日）	3,408	3,408	1.0337	1.0337
第2計算期間末（2021年 9月10日）	6,392	6,392	1.2015	1.2015
第3計算期間末（2022年 9月12日）	8,335	8,335	1.3068	1.3068
第4計算期間末（2023年 9月11日）	6,685	6,685	1.2323	1.2323
2023年 3月末日	8,844	—	1.2213	—
4月末日	8,824	—	1.2138	—
5月末日	6,368	—	1.2251	—
6月末日	6,386	—	1.2340	—
7月末日	6,485	—	1.2374	—
8月末日	6,661	—	1.2337	—
9月末日	6,941	—	1.2440	—
10月末日	6,952	—	1.2346	—
11月末日	6,894	—	1.2191	—
12月末日	6,962	—	1.2127	—
2024年 1月末日	7,107	—	1.2220	—
2月末日	7,349	—	1.2369	—
3月末日	7,815	—	1.2607	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2020年 6月19日～2020年 9月10日	0.0000
第2期	2020年 9月11日～2021年 9月10日	0.0000
第3期	2021年 9月11日～2022年 9月12日	0.0000
第4期	2022年 9月13日～2023年 9月11日	0.0000
当中間期	2023年 9月12日～2024年 3月11日	—

③ 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2020年 6月19日～2020年 9月10日	3.37
第2期	2020年 9月11日～2021年 9月10日	16.23
第3期	2021年 9月11日～2022年 9月12日	8.76
第4期	2022年 9月13日～2023年 9月11日	△5.70
当中間期	2023年 9月12日～2024年 3月11日	0.71

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2【設定及び解約の実績】

【お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド（円ヘッジあり）】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2020年 6月19日～2020年 9月10日	3,400,603,377	102,965,737
第2期	2020年 9月11日～2021年 9月10日	2,835,139,295	811,980,715
第3期	2021年 9月11日～2022年 9月12日	2,209,506,146	1,152,064,639
第4期	2022年 9月13日～2023年 9月11日	2,027,451,287	2,980,139,509
当中間期	2023年 9月12日～2024年 3月11日	874,761,567	296,052,149

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額については、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間（2023年 9月12日から2024年 3月11日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

【お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド（円ヘッジあり）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 2023年 9月11日現在	第5期中間計算期間末 2024年 3月11日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	264,458,265	221,760,318
投資信託受益証券	6,467,430,917	7,167,812,523
未収配当金	90	45
前払金	-	90,000,000
流動資産合計	6,731,889,272	7,479,572,886
資産合計	6,731,889,272	7,479,572,886
負債の部		
流動負債		
未払解約金	19,631,817	3,155,027
未払受託者報酬	804,947	765,680
未払委託者報酬	23,343,373	22,204,738
その他未払費用	2,162,890	2,192,608
流動負債合計	45,943,027	28,318,053
負債合計	45,943,027	28,318,053
純資産の部		
元本等		
元本	5,425,549,505	6,004,258,923
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,260,396,740	1,446,995,910
（分配準備積立金）	683,333,875	648,831,521
元本等合計	6,685,946,245	7,451,254,833
純資産合計	6,685,946,245	7,451,254,833
負債純資産合計	6,731,889,272	7,479,572,886

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期中間計算期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月12日	第5期中間計算期間 自 2023年 9月12日 至 2024年 3月11日
営業収益		
受取配当金	81	45
有価証券売買等損益	△305,693,622	80,381,606
その他収益	24,470	-
営業収益合計	△305,669,071	80,381,651
営業費用		
受託者報酬	932,598	765,680
委託者報酬	27,045,342	22,204,738
その他費用	2,515,650	2,322,639
営業費用合計	30,493,590	25,293,057
営業利益又は営業損失（△）	△336,162,661	55,088,594
経常利益又は経常損失（△）	△336,162,661	55,088,594
中間純利益又は中間純損失（△）	△336,162,661	55,088,594
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△11,327,938	△2,397,779
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,956,839,955	1,260,396,740
剰余金増加額又は欠損金減少額	339,631,874	197,809,354
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	339,631,874	197,809,354
剰余金減少額又は欠損金増加額	140,849,282	68,696,557
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	140,849,282	68,696,557
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,830,787,824	1,446,995,910

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目		第4期 2023年 9月11日現在	第5期中間計算期間末 2024年 3月11日現在
1.	受益権の総数	5,425,549,505口	6,004,258,923口
2.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.2323円 (12,323円)	1.2410円 (12,410円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 2023年 9月11日現在	第5期中間計算期間末 2024年 3月11日現在
1.中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、中間貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2.時価の算定方法	投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済される未収入金及び、未払金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(デリバティブ取引に関する注記)

第4期(2023年 9月11日現在)

該当事項はありません。

第5期中間計算期間末(2024年 3月11日現在)

該当事項はありません。

（その他の注記）

第4期 自 2022年 9月13日 至 2023年 9月11日		第5期中間計算期間 自 2023年 9月12日 至 2024年 3月11日	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	6,378,237,727円	期首元本額	5,425,549,505円
期中追加設定元本額	2,027,451,287円	期中追加設定元本額	874,761,567円
期中一部解約元本額	2,980,139,509円	期中一部解約元本額	296,052,149円

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

2024年3月末現在

資本金

100,000,000円

発行可能株式総数

普通株式1,000,000株

A種優先株式100,000株

B種優先株式200,000株

C種優先株式100,000株

D種優先株式100,000株

E種優先株式350,000株

X種株式85,000株

発行済株式総数

普通株式201,500株

A種優先株式75,125株

B種優先株式154,691株

C種優先株式81,456株

D種優先株式74,972株

E種優先株式191,531株

X種株式84,283株

- 過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行なっています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業および当該証券投資信託の受益証券の募集または私募（第二種金融商品取引業）も行なっています。

委託者の運用する証券投資信託は2024年3月29日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	11	61,312
単位型株式投資信託	0	0
追加型公社債投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	11	61,312

(3)【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えたと予想される訴訟事件などは発生していません。当社は、2023年12月29日付で、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の子会社である東海東京アセットマネジメント株式会社の株式100%を取得し、同社を子会社化しました。

5【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第2条の規定に基づき、当社の主たる事業である投資運用業を営む会社の財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けており、第11期中間会計期間（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和4年3月31日現在)	当事業年度 (令和5年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,547,893	1,385,375
預け金	26,878	—
売掛金	3,223	5,555
契約資産	—	49,207
未収消費税等	65,263	43,247
その他流動資産	105,141	66,195
流動資産計	2,748,399	1,549,580
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	23,606	255,376
器具・備品	35,357	39,816
減価償却累計額	△57,088	△40,886
建設仮勘定	181,937	—
有形固定資産計	183,812	254,306
無形固定資産		
ソフトウェア	75,321	43,097
ソフトウェア仮勘定	107,755	356,707
その他無形固定資産	834	1,267
無形固定資産計	183,910	401,071
投資その他の資産		
投資有価証券	68,721	6,608
敷金	131,511	113,522
その他	1,453	3,273
投資その他の資産合計	201,685	123,404
固定資産計	569,409	778,783
資産合計	3,317,808	2,328,363

（単位：千円）

	前事業年度 (令和4年3月31日現在)	当事業年度 (令和5年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	15,673	13,706
前受金	145	—
未払金	272,419	316,922
未払法人税等	5,046	4,319
その他流動負債	10,487	10,996
流動負債計	303,772	345,945
固定負債		
資産除去債務	64,957	65,120
繰延税金負債	23,715	19,812
固定負債計	88,673	84,932
負債合計	392,445	430,878
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	12,023,924	12,023,924
資本剰余金合計	12,023,924	12,023,924
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△9,098,287	△10,122,760
利益剰余金合計	△9,098,287	△10,122,760
自己株式	△108,342	△108,342
株主資本合計	2,917,295	1,892,821
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,763	358
評価・換算差額等合計	3,763	358
新株予約権	4,305	4,305
純資産合計	2,925,363	1,897,484
負債純資産合計	3,317,808	2,328,363

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 令和３年４月１日 至 令和４年３月31日)	当事業年度 (自 令和４年４月１日 至 令和５年３月31日)
営業収益		
運用受託報酬	535,733	443,716
委託者報酬	290,973	397,026
ソフトウェア開発売上高	16,800	114,593
その他営業収益	38,054	99,275
営業収益計	881,561	1,054,611
営業費用		
支払手数料	243,926	255,648
広告宣伝費	217,974	32,818
調査費	72,726	70,393
販売促進費	65,483	14,975
ソフトウェア開発売上原価	10,459	60,493
営業雑経費	21,258	8,747
通信費	12,805	5,836
諸会費	8,452	2,911
その他営業費用	12,000	12,000
営業費用計	643,827	455,077

（単位：千円）

	前事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
一般管理費		
給料	733,950	703,027
役員報酬	73,456	88,516
給料手当	660,493	614,510
法定福利費	74,045	79,203
福利厚生費	4,128	5,581
採用教育費	103,147	31,691
業務委託費	672,246	606,578
交際費	2,747	6,561
消耗品費	15,633	30,944
旅費交通費	6,149	7,972
不動産賃借料	57,337	102,804
減価償却費	62,994	65,913
租税公課	1,143	969
諸経費	7,220	11,833
一般管理費計	1,740,745	1,653,080
営業損失（△）	△1,503,012	△1,053,545
営業外収益		
受取利息	37	18
受取賃貸料	1,830	132
投資有価証券売却益	3,551	—
雑収入	6,606	14,318
償却債権取立益	111,376	25,302
営業外収益計	123,402	39,771
営業外費用		
支払利息	3,069	—
為替差損	21,577	1,615
雑損失	479	6,945
営業外費用計	25,127	8,560
経常損失（△）	△1,404,737	△1,022,335

（単位：千円）

		前事業年度	当事業年度
		（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）	（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）
特別利益			
事業譲渡益	※ 3	1,420,000	—
特別利益計		1,420,000	—
特別損失			
減損損失	※ 2	36,836	—
固定資産売却損	※ 1	0	—
特別損失計		36,836	—
税引前当期純損失（△）		△21,575	△1,022,335
法人税、住民税及び事業税		5,046	4,319
法人税等調整額		21,812	△2,181
当期純損失（△）		△48,432	△1,024,473

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和３年４月１日 至 令和４年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	12,023,924	12,023,924	△9,049,854	△9,049,854	—	3,074,070
当期変動額							
当期純損失	—	—	—	△48,432	△48,432	—	△48,432
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△108,342	△108,342
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	△48,432	△48,432	△108,342	△156,775
当期末残高	100,000	12,023,924	12,023,924	△9,098,287	△9,098,287	△108,342	2,917,295

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	1,697	1,697	—	3,075,767
当期変動額				
当期純損失	—	—	—	△48,432
自己株式の取得	—	—	—	△108,342
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,066	2,066	4,305	6,371
当期変動額合計	2,066	2,066	4,305	△150,404
当期末残高	3,763	3,763	4,305	2,925,363

当事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	12,023,924	12,023,924	△9,098,287	△9,098,287	△108,342	2,917,295
当期変動額							
当期純損失	—	—	—	△1,024,473	△1,024,473	—	△1,024,473
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	△1,024,473	△1,024,473	—	△1,024,473
当期末残高	100,000	12,023,924	12,023,924	△10,122,760 [△]	△10,122,760	△108,342	1,892,821

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	3,763	3,763	4,305	2,925,363
当期変動額				
当期純損失	—	—	—	△1,024,473
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,405	△3,405	—	△3,405
当期変動額合計	△3,405	△3,405	—	△1,027,878
当期末残高	358	358	4,305	1,897,484

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産の減価償却方法については、定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

器具・備品 4～15年

（2）無形固定資産の減価償却方法については、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（1）運用受託サービス

運用受託サービスは、対象顧客との間で投資一任契約に基づき資産運用サービスを提供しており、「運用受託報酬」等の報酬金額を認識しております。

運用受託報酬においては、主に、当社が請け負う投資一任契約に基づき受託資産の運用サービスを履行する義務を負っております。当履行義務は、日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が消費されるため、当社が収受したもののうち、提供する資産運用サービスに対する対価を収益として認識しております。確定した運用報酬は、月次で受取ります。

（2）委託業務サービス

委託業務サービスは、様々な資産を投資対象とした投資信託の設定・運用を行っており、「委託者報酬」等の報酬金額を認識しております。

委託者報酬においては、主に、信託約款等に基づき、受託資産の運用・管理サービスを履行する義務を負っております。当履行義務は、日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が消費されるため、投資信託の運用期間にわたり当社が収受したもののうち、提供する資産運用サービスに対する対価を収益として認識しております。確定した委託者報酬は、年2回受取ります。

（3）ソフトウェア開発サービス

ソフトウェア開発サービスは、顧客から委託されたソフトウェアを開発し納品するサービスであり、顧客との契約に基づきサービスを提供する履行義務を負っております。

当社が請け負うソフトウェア開発案件は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価実績の見積原価総額に対する割合に基づいて行っております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が、受注金額に関わらず、ごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。確定したサービスの対価は月末締め翌月末に受取ります。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、下記のとおりです。

（固定資産の減損）

前事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	183,812千円
無形固定資産	183,910千円
減損損失	36,836千円

2. 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報**①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法**

当社は、事業単位を基準として資産のグルーピングを行っております。有形固定資産及び無形固定資産について、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

当事業年度において、継続して営業損失が計上されていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を超えると判断しました。なお、一部のソフトウェア仮勘定については、開発方針を変更したことに伴い将来の収益獲得が不確実となったため、減損処理を行いました。

②当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

固定資産の減損の判定に用いた見積りに関する仮定におきましては、将来の収益予測を基礎としており、収益予測には成長率を加味したAUM*の積み上げ及び売上見込額、過去実績を勘案した販売費及び一般管理費を前提に作成しております。

なお、固定資産の減損の判定に用いた見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定しております。

*顧客からの預かり資産残高

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定において用いた仮定は、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、有形固定資産及び無形固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

当事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	254,306千円
無形固定資産	401,071千円

2. 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報**①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法**

当社は、事業単位を基準として資産のグルーピングを行っております。有形固定資産及び無形固定資産について、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

当事業年度において、継続して営業損失が計上されていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を超えるため、減損損失の認識は不要と判断しております。

②当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

固定資産の減損の判定に用いた見積りに関する仮定におきましては、将来の収益予測を基礎としており、収益予測には成長率を加味したAUMの積み上げ及び売上見込額、過去実績を勘案した販売費及び一般管理費を前提に作成しております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定において用いた仮定は、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、有形固定資産及び無形固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

（会計上の見積りの変更）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（損益計算書関係）

※ 1 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
	千円	千円
器具・備品	0	—
計	0	—

※ 2 減損損失

前事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都港区	キャッシュ・マネジメントシステム	自社利用ソフトウェア

当社は、投資運用事業の単一事業のため、事業用資産については単一のグルーピングを行っております。

当事業年度において、キャッシュ・マネジメントシステムの開発方針を変更したことから、これまでの要件定義、基本設計等の開発してきた機能の価値が低下し使用が見込まれなくなった資産については、個別資産別に帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（36,836千円）として特別損失に計上しました。

なお、当資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、開発方針の変更により、今後使用する予定がなくなったソフトウェア仮勘定については、ゼロとして評価しております。

当事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

該当事項はありません。

※3 事業譲渡益

前事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

SMB C日興証券株式会社に対し、証券事業の譲渡に係るものです。詳細は（企業結合等関係）をご参照ください。

当事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	201,500	—	—	201,500
A種優先株式(株)	75,125	—	—	75,125
B種優先株式(株)	154,691	—	—	154,691
C種優先株式(株)	81,456	—	—	81,456
D種優先株式(株)	74,972	—	—	74,972
E種優先株式(株)	191,531	—	—	191,531
X種株式(株)	84,283	—	—	84,283
合計(株)	863,558	—	—	863,558
自己株式				
C種優先株式(株) (注)	—	21,565	—	21,565
合計(株)	—	21,565	—	21,565

(注) C種優先株式の自己株式の株式数の増加21,565株は、C種優先株主からの取得請求に伴い自己株式として取得したことによるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期間末	
新株予約権	普通株式	3,000	—	—	3,000	—
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	19,830	34,050	7,850	46,030	4,305
合計		22,830	34,050	7,850	49,030	4,305

（注）付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高については、有償で付与したストック・オプションに係る付与時の払込金額が計上されております。

（変動事由の概要）

第3回新株予約権の失効による減少	3,000株
第14回新株予約権の失効による減少	150株
第21回新株予約権の失効による減少	3,600株
第24回新株予約権の失効による減少	100株
第25回新株予約権の発行による増加	20,500株
第26回新株予約権の発行による増加	10,150株
第26回新株予約権の失効による減少	1,000株
第27回新株予約権の発行による増加	3,400株

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	201,500	—	—	201,500
A種優先株式(株)	75,125	—	—	75,125
B種優先株式(株)	154,691	—	—	154,691
C種優先株式(株)	81,456	—	—	81,456
D種優先株式(株)	74,972	—	—	74,972
E種優先株式(株)	191,531	—	—	191,531
X種株式(株)	84,283	—	—	84,283
合計(株)	863,558	—	—	863,558
自己株式				
C種優先株式(株)	21,565	—	—	21,565
合計(株)	21,565	—	—	21,565

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期間末	
新株予約権	普通株式	3,000	200	—	3,200	—
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	46,030	200	1,450	44,780	4,305
合計		49,030	400	1,450	47,980	4,305

（注）付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高については、有償で付与したストック・オプションに係る付与時の払込金額が計上されております。

（変動事由の概要）

第21回新株予約権の失効による減少	300株
第26回新株予約権の失効による減少	1,150株
第28回新株予約権の発行による増加	200株
第29回新株予約権の発行による増加	200株

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度(令和4年3月31日現在)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(単位：千円)

	前事業年度 (令和4年3月31日)
1年内	103,468
1年超	173,128
合計	276,596

当事業年度(令和5年3月31日現在)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(単位：千円)

	当事業年度 (令和5年3月31日)
1年内	98,930
1年超	74,197
合計	173,128

（金融商品関係）

前事業年度（自 令和3年3月31日 至 令和4年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業及び金融商品取引業を行っております。余裕資金は安全性の高い銀行預金に限定しており、社債の発行はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主として海外非上場会社への出資に関する非上場株式であり、投資先企業の信用リスク及び為替変動リスクに晒されております。

敷金は、本社の不動産賃貸借契約に基づく敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

未払金は、その大半は投資運用業、投資助言・代理業及び金融商品取引業にかかる業務委託費用等であります。当該債務は、すべて1年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金については、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時、その他適時に契約先の信用状況の把握に努めております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券については、その残高及び損益状況等を定期的に投資政策委員会に報告しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いが実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、社内規程に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
敷金	131,511	131,511	—
資産計	131,511	131,511	—

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、「売掛金」、「未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 当事業年度において、市場価格のない株式等（非上場株式等）の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
非上場株式	68,721

＊非上場株式については、市場価格がないことから、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,547,893	—	—	—
預け金	26,878	—	—	—
売掛金	3,223	—	—	—
合計	2,577,995	—	—	—

(注) 満期のある有価証券は保有していません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	—	131,511	131,511
資産計	—	—	131,511	131,511

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

差入先の信用リスクや長期金利の情勢を考慮し、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

当事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業及び金融商品取引業を行っております。余裕資金は安全性の高い銀行預金に限定しており、社債の発行はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主として海外非上場会社への出資に関する非上場株式であり、投資先企業の信用リスク及び為替変動リスクに晒されております。

敷金は、本社の不動産賃貸借契約に基づく敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

未払金は、その大半は投資運用業、投資助言・代理業及び金融商品取引業にかかる業務委託費用等であります。当該債務は、すべて1年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金については、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時、その他適時に契約先の信用状況の把握に努めております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況を確認しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いが実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、社内規程に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
敷金	113,522	113,522	—
資産計	113,522	113,522	—

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、「売掛金」、「未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 当事業年度において、市場価格のない株式等（非上場株式等）の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
非上場株式	6,608

＊非上場株式については、市場価格がないことから、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,385,375	—	—	—
売掛金	5,555	—	—	—
合計	1,390,930	—	—	—

(注) 満期のある有価証券は保有していません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	—	113,522	113,522
資産計	—	—	113,522	113,522

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

差入先の信用リスクや長期金利の情勢を考慮し、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

（有価証券関係）**1. その他有価証券**

前事業年度(令和4年3月31日現在)

該当事項はありません。

(注)市場価格のない株式等（非上場株式等）については、記載対象には含めておりません。

（（金融商品関係）2.金融商品の時価等に関する事項（*2）に記載のとおりであります。）

当事業年度(令和5年3月31日現在)

該当事項はありません。

(注)市場価格のない株式等（非上場株式等）については、記載対象には含めておりません。

（（金融商品関係）2.金融商品の時価等に関する事項（*2）に記載のとおりであります。）

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

売却したその他有価証券

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
その他	24,090	3,551	—
合計	24,090	3,551	—

当事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

売却したその他有価証券

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
その他	58,822	—	—
合計	58,822	—	—

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプション及び自社株式オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 財貨取得取引における当初の資産計上額及び科目名

（単位：千円）

	前事業年度 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）	当事業年度 （自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）
現金及び預金	4,305	—

3. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

	第1回新株予約権 （ストック・オプション）（注）1	第5回新株予約権 （ストック・オプション）	第6回新株予約権 （ストック・オプション）	第13回新株予約権 （ストック・オプション）
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社取締役 1名 法人株主の代表者 1名 当社従業員 2名	社外協力者 1名 当社従業員 2名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式6,000株 （注）1	普通株式13,284株	普通株式3,992株	普通株式150株
付与日	平成25年12月1日	平成27年7月29日	平成27年11月5日	平成29年2月9日
権利確定条件	（注）2	（注）2	（注）2	（注）2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成27年12月2日 至令和5年12月1日	自平成29年7月30日 至令和7年7月29日	自平成29年11月5日 至令和7年11月5日	自平成29年2月9日 至令和9年2月8日

	第18回新株予約権 （ストック・オプション）	第19回新株予約権 （自社株式オプション）	第21回新株予約権 （ストック・オプション）	第23回新株予約権 （ストック・オプション）
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	取引先 1社	当社取締役 1名 当社従業員 10名	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式300株	普通株式3,000株	普通株式19,400株	普通株式800株
付与日	平成30年3月14日	平成30年3月14日	平成30年11月12日	令和1年5月16日
権利確定条件	（注）2	（注）2	（注）2	（注）2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成30年3月14日 至令和10年3月13日	自平成30年3月14日 至令和10年3月29日	自平成30年11月12日 至令和10年11月11日	自令和1年5月16日 至令和11年5月15日

	第25回新株予約権 （ストック・オプション） （有償ストック・オプション）	第26回新株予約権 （ストック・オプション）	第27回新株予約権 （ストック・オプション）	第28回新株予約権 （ストック・オプション）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 2名 当社従業員 15名	当社取締役 1名 当社従業員 3名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式20,500株	普通株式10,150株	普通株式3,400株	普通株式200株
付与日	令和3年6月30日	令和3年7月15日	令和3年10月19日	令和4年7月20日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 令和3年7月1日 至 令和13年6月30日	自 令和3年7月15日 至 令和13年7月14日	自 令和3年10月19日 至 令和13年10月18日	自 令和4年7月20日 至 令和14年7月19日

	第29回新株予約権 （自社株式オプション）
付与対象者の区分及び人数	取引先 1社
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式200株
付与日	令和4年7月20日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 令和4年7月20日 至 令和14年7月19日

（注）１．株式数に換算して記載しております。なお、平成26年3月25日付株式分割（１株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

- ２．（１）対象者が、付与時において当社の取締役、監査役、従業員又は顧問である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要する。
- （２）前号のほか、権利行使の条件については新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で個別に締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（令和5年3月期）において存在したストック・オプション及び自社株式オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権 （ストック・オプション）（注）	第5回新株予約権 （ストック・オプション）	第6回新株予約権 （ストック・オプション）	第13回新株予約権 （ストック・オプション）
権利確定前（株）				
前事業年度末	6,000	1,384	346	150
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	6,000	1,384	346	150
権利確定後（株）				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第18回新株予約権 （ストック・オプション）	第19回新株予約権 （自社株式オプション）	第21回新株予約権 （ストック・オプション）	第23回新株予約権 （ストック・オプション）
権利確定前（株）				
前事業年度末	300	3,000	4,500	300
付与	—	—	—	—
失効	—	—	300	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	300	3,000	4,200	300
権利確定後（株）				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第25回新株予約権 （ストック・オプション） （有償ストック・オプション）	第26回新株予約権 （ストック・オプション）	第27回新株予約権 （ストック・オプション）	第28回新株予約権 （ストック・オプション）
権利確定前（株）				
前事業年度末	20,500	9,150	3,400	—
付与	—	—	—	200
失効	—	1,150	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	20,500	8,000	3,400	200
権利確定後（株）				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第29回新株予約権 （自社株式オプション）
権利確定前（株）	
前事業年度末	—
付与	200
失効	—
権利確定	—
未確定残	200
権利確定後（株）	
前事業年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

（注）平成26年3月25日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権 （ストック・オプション）（注）	第5回新株予約権 （ストック・オプション）	第6回新株予約権 （ストック・オプション）	第13回新株予約権 （ストック・オプション）
権利行使価格（円）	700	10,122	10,122	18,548
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価（円）	—	—	—	—

	第18回新株予約権 （ストック・オプション）	第19回新株予約権 （自社株式オプション）	第21回新株予約権 （ストック・オプション）	第23回新株予約権 （ストック・オプション）
権利行使価格（円）	20,099	20,099	29,760	29,760
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価（円）	—	—	—	—

	第25回新株予約権 （ストック・オプション） （有償ストック・オプション）	第26回新株予約権 （ストック・オプション）	第27回新株予約権 （ストック・オプション）	第28回新株予約権 （ストック・オプション）
権利行使価格（円）	10,000	29,760	29,760	29,760
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価（円）	—	—	—	—

	第29回新株予約権 （自社株式オプション）
権利行使価格（円）	29,760
行使時平均株価（円）	—
付与日における 公正な評価単価（円）	—

（注）平成26年3月25日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

4. スtock・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法は、付与日時点において未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値の見積りにより算定しております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法、修正純資産法及び類似会社比較法等により算定しております。

5. スtock・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. スtock・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額

55,800千円

②当事業年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和4年3月31日現在)	当事業年度 (令和5年3月31日現在)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注）	2,431,936千円	2,817,895千円
減損損失	43,565	28,679
貸倒損失	8,395	—
その他	23,150	1,627
繰延税金資産小計	2,507,047	2,848,201
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額	△2,431,936	△2,817,895
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	△75,110	△30,306
評価性引当額小計	△2,507,047	△2,848,201
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△1,902	△181
資産除去債務	△21,812	△19,631
繰延税金負債合計	△23,715	△19,812
繰延税金負債の純額	△23,715	△19,812

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前事業年度(令和4年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（※1）	—	—	—	438,648	395,064	1,598,223	2,431,936
評価性引当額	—	—	—	△438,648	△395,064	△1,598,223	△2,431,936
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

当事業年度(令和5年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（※1）	—	—	438,648	395,064	640,637	1,343,544	2,817,895
評価性引当額	—	—	△438,648	△395,064	△640,637	△1,343,544	△2,817,895
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度(令和4年3月31日現在)

税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

当事業年度(令和5年3月31日現在)

税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(吸収分割による事業の分離)

1. 事業分離の概要

(1)分離先企業の名称

SMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」という。）

(2)分離した事業の内容

証券事業

(3)事業分離を行った主な理由

当社は、パートナーシップ戦略を主軸にビジネスモデルの再構築、デジタル・ウェルスマネジメントへの集中及び資本効率の改善を実現するための継続的な検討を経て、証券事業を譲渡することが最適との判断に至りました。

そのうえで、THEO+docomo提携先である株式会社NTTドコモと協議を行った結果、SMBC日興証券を加えた3社の協働体制を目指す取組みを発足させました。3社がそれぞれの強みを活かした新たなサービスのリリースに向けて、顧客口座の管理をはじめとする証券事業全般をSMBC日興証券が担当し、dポイント投資サービスや口座開設の媒介といった幅広いユーザーへのアプローチは株式会社NTTドコモが担った上で、投資一任契約に基づくロボアドバイザー運用は当社が継続して行うことで合意しました。これらの取組みの一環で、口座管理の集約によるコスト・資本の効率化を図るため、SMBC日興証券に証券事業を承継させる吸収分割契約を締結しました。

(4)事業分離日

2021年8月1日

(5)法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

当社を吸収分割会社、SMBC日興証券を吸収分割承継会社とし、承継事業の代わりに金銭を交付する吸収分割です。

2. 実施した会計処理の概要

(1)移転損益の金額

事業譲渡益 1,420,000千円

(2)移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	2,175,091千円
資産合計	2,175,091千円
流動負債	2,175,091千円
負債合計	2,175,091千円

(3)会計処理

本移転した資産及び負債の純額と受領対価の差額を収益計上しております。

(4)分離した事業が含まれていた報告セグメント

投資運用業

(5)当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

重要性がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.25%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
期首残高	一千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	64,957
時の経過による調整額	—
資産除去債務の履行による減少額	—
その他増減額（△は減少）	—
期末残高	64,957

当事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.25%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
期首残高	64,957千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	162
資産除去債務の履行による減少額	—
その他増減額（△は減少）	—
期末残高	65,120

（セグメント情報等）**セグメント情報**

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報**（1）営業収益**

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

当事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報**（1）営業収益**

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（１）親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

（２）子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（３）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

（４）役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

（１）親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

（２）子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（３）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業内容	議決権 等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	CHEER証券株式会社	東京都中央区	100,000千円	金融商品取引業	—	システム開発受託	ソフトウェア開発売上高	109,733	契約資産	49,207

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア開発売上高には、消費税等が含まれておらず、契約資産の期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引価格その他の取引条件は、業務内容等を勘案して両社協議のうえ決定しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業内容	議決権 等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	Asuka Global Pte. Ltd.	シンガポール	100,000 シンガ ポールド ル	コンサルティング業	—	役員の兼任	投資有価証券売却	58,822	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社取締役会長谷家衛氏が議決権の100%を所有しております。
2. 当社が保有していた、GAX MD SDN BHDの株式を売却しております。売却価格については、独立した第三者による株式価値算定報告書を勘案し、両社協議の上決定しております。

(収益認識関係)

当社は、「投資運用業」の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）3. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

	前事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
投資運用事業		千円
運用受託サービス	535,733	443,716
委託業務サービス	290,973	397,026
ソフトウェア開発サービス	16,800	114,593
その他	38,054	99,275
顧客との契約から生じる収益	881,561	1,054,611
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	881,561	1,054,611

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 令和３年４月１日 至 令和４年３月31日)	当事業年度 (自 令和４年４月１日 至 令和５年３月31日)
１株当たり純資産額	△8,512.60円	△9,733.37円
１株当たり当期純損失金額	△57.03円	△1,216.72円

(注１)潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(注２)１株当たり純資産額算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和４年３月31日現在)	当事業年度 (令和５年３月31日現在)
純資産の部の合計額（千円）	2,925,363	1,897,484
純資産の部から控除する金額（千円）	10,092,911	10,092,911
うち新株予約権	4,305	4,305
うちA種優先株式	260,984	260,984
うちB種優先株式	1,509,938	1,509,938
うちC種優先株式	1,110,858	1,110,858
うちD種優先株式	1,506,862	1,506,862
うちE種優先株式	5,699,962	5,699,962
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	△7,167,547	△8,195,426
1株当たりの純資産額の算定に用いられた普通株式数	841,993 株	841,993 株

（注3）1株当たり当期純損失算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
当期純損失（千円）	△48,432	△1,024,473
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純損失金額（千円）	△48,432	△1,024,473
期中平均株式数	849,201.03株	841,993株
うち普通株式	201,500株	201,500株
うちA種優先株式	75,125株	75,125株
うちB種優先株式	154,691株	154,691株
うちC種優先株式	67,099.03株	59,891株
うちD種優先株式	74,972株	74,972株
うちE種優先株式	191,531株	191,531株
うちX種株式	84,283株	84,283株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権14種類（新株予約権の数56,880個）。	新株予約権13種類（新株予約権の数49,430個）。

（注4）当社の発行している優先株式は、普通株式及びX種株式より利益配当請求が優先的ではなく、残余財産の分配が普通株式及びX種株式より優先的な権利を有しております。そのため、1株当たり当期純損失の算定においては、普通株式及びX種株式と同様に取り扱っており、1株当たり純資産額の算定においては、残余財産の分配に優先的な権利を有する株式の払込金額を純資産の部の合計額から控除しています。

（後発事象）

前事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

該当事項はありません。

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

（単位：千円）

当中間会計期間 （令和５年９月30日）	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	943,311
売掛金	4,785
未収消費税等	49,497
その他流動資産	82,811
流動資産計	1,080,404
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	255,376
器具・備品	40,531
減価償却累計額	△ 56,426
有形固定資産計	239,482
無形固定資産	
ソフトウェア	180,641
ソフトウェア仮勘定	418,012
その他無形固定資産	1,144
無形固定資産計	599,798
投資その他の資産	
投資有価証券	6,945
敷金	113,522
その他	5,044
投資その他の資産合計	125,513
固定資産計	964,794
資産合計	2,045,198

(単位：千円)

当中間会計期間 (令和5年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
預り金	13,349
未払金	355,326
未払法人税等	1,900
その他流動負債	9,449
流動負債計	380,025
固定負債	
資産除去債務	65,201
繰延税金負債	18,835
固定負債計	84,036
負債合計	464,062
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	
資本準備金	12,023,924
資本剰余金合計	12,023,924
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△ 10,439,333
利益剰余金合計	△ 10,439,333
自己株式	△ 108,342
株主資本合計	1,576,249
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	582
評価・換算差額等合計	582
新株予約権	4,305
純資産合計	1,581,136
負債純資産合計	2,045,198

（２）中間損益計算書

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 令和５年４月 １日 至 令和５年９月30日）
営業収益	
運用受託報酬	269,602
委託者報酬	189,633
ソフトウェア開発売上高	50,906
その他営業収益	120,974
営業収益計	631,117
営業費用	
支払手数料	155,470
広告宣伝費	2,276
調査費	34,641
販売促進費	1,745
ソフトウェア開発売上原価	27,699
営業雑経費	4,077
通信費	2,465
諸会費	1,611
その他営業費用	6,000
営業費用計	231,911
一般管理費	
給料	347,815
役員報酬	39,063
給料手当	308,751
法定福利費	41,542
福利厚生費	2,309
採用教育費	17,664
業務委託費	226,149
交際費	2,579
消耗品費	1,019
旅費交通費	3,921
不動産賃借料	46,428
減価償却費	※ 1 38,172
租税公課	2,873
諸経費	6,703
一般管理費計	737,178
営業損失（△）	△ 337,972

(単位：千円)

当中間会計期間		
(自 令和5年4月 1日		
至 令和5年9月30日)		
営業外収益		
受取利息		5
雑収入		28,322
営業外収益計		28,327
営業外費用		
為替差損		2,517
営業外費用計		2,517
経常損失（△）		△ 312,163
特別損失		
減損損失	※ 2	3,600
特別損失計		3,600
税引前中間純損失（△）		△ 315,763
法人税、住民税及び事業税		1,900
法人税等調整額		△ 1,090
中間純損失（△）		△ 316,572

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 令和５年４月１日 至 令和５年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	12,023,924	12,023,924	△ 10,122,760	△10,122,760	△108,342	1,892,821
当中間期変動額							
中間純損失	—	—	—	△ 316,572	△ 316,572	—	△ 316,572
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—	△ 316,572	△ 316,572	—	△ 316,572
当中間期末残高	100,000	12,023,924	12,023,924	△ 10,439,333	△ 10,439,333	△108,342	1,576,249

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	358	358	4,305	1,897,484
当中間期変動額				
中間純損失	—	—	—	△ 316,572
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	224	224	—	224
当中間期変動額合計	224	224	—	△ 316,348
当中間期末残高	582	582	4,305	1,581,136

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産の減価償却方法については、定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

器具・備品 4～15年

（2）無形固定資産の減価償却方法については、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（1）運用受託サービス

運用受託サービスは、対象顧客との間で投資一任契約に基づき資産運用サービス提供しており、「運用受託報酬」等の報酬金額を認識しております。

運用受託報酬においては、主に、当社が請け負う投資一任契約に基づき受託資産の運用サービスを履行する義務を負っております。当履行義務は、日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が消費されるため、当社が収受したもののうち、提供する資産運用サービスに対する対価を収益として認識しております。確定した運用報酬は、月次で受取ります。

（2）委託業務サービス

委託業務サービスは、様々な資産を投資対象とした投資信託の設定・運用を行っており、「委託者報酬」等の受入手数料を認識しております。

委託者報酬においては、主に、信託約款等に基づき、受託資産の運用・管理サービスを履行する義務を負っております。当履行義務は、日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が消費されるため、投資信託の運用期間にわたり当社が収受したもののうち、提供する資産運用サービスに対する対価を収益として認識しております。確定した委託者報酬は、年2回受取ります。

（3）ソフトウェア開発サービス

ソフトウェア開発サービスは、顧客から委託されたソフトウェアを開発し納品するサービスであり、顧客との契約に基づきサービスを提供する履行義務を負っております。

当社が請け負うソフトウェア開発案件は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価実績の見積原価総額に対する割合に基づいて行っております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が、受注金額に関わらず、ごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。確定したサービスの対価は月末締め翌月末に受取ります。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）

該当事項はありません。

（中間貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（中間損益計算書関係）

※ 1 減価償却実施額

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）
有形固定資産	15,620
無形固定資産	22,551

※ 2 減損損失

当中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都千代田区	ファンドラップポイント投資運用システム	自社利用ソフトウェア

当中間会計期間において、ファンドラップポイント投資運用プロジェクトが中止となったことを受けて、今後使用する予定がなくなったソフトウェア仮勘定についてはゼロと評価し、当該減少額を減損損失（3,600千円）として特別損失に計上しました。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式(株)	201,500	—	—	201,500
A種優先株式(株)	75,125	—	—	75,125
B種優先株式(株)	154,691	—	—	154,691
C種優先株式(株)	81,456	—	—	81,456
D種優先株式(株)	74,972	—	—	74,972
E種優先株式(株)	191,531	—	—	191,531
X種株式(株)	84,283	—	—	84,283
合計(株)	863,558	—	—	863,558
自己株式				
C種優先株式(株)	21,565	—	—	21,565
合計(株)	21,565	—	—	21,565

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数（株）				当中間会計期間末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
新株予約権	普通株式	3,200	—	—	3,200	—
ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	4,305
合計		3,200	—	—	3,200	4,305

（注）付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当中間会計期間末残高については、有償で付与したストック・オプションに係る付与時の払込金額が計上されております。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

当中間会計期間 (令和5年9月30日時点)	
1年内	98,930千円
1年超	24,732
合計	123,663

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間（令和5年9月30日現在）

1. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	—	113,522	113,522
資産計	—	—	113,522	113,522

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

差入先の信用リスクや長期金利の情勢を考慮し、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

（注） 2. 当事業年度において、市場価格のない株式等（非上場株式等）については次のとおりであります。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式 ※	6,945

※非上場株式については、市場価格がないことから、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

その他有価証券

当中間会計期間(令和5年9月30日現在)

該当事項はありません。

（注） 市場価格のない株式等（非上場株式等）については、（金融商品関係）金融商品の時価等に関する事項(注2)に記載のとおりであります。

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

1. スtock・オプション及び自社株式オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. 当中間会計期間に付与したストック・オプション及び自社株式オプションの内容
該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.25%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
期首残高	65,120千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	81
資産除去債務の履行による減少額	—
その他増減額（△は減少）	—
期末残高	65,201

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
CHEER証券株式会社	68,989	投資運用業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

（収益認識関係）

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）3.重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
投資運用業	千円
運用受託サービス	269,602
委託業務サービス	189,633
ソフトウェア開発サービス	50,906
その他	120,974
顧客との契約から生じる収益	631,117
その他の収益	—
外部顧客への売上高	631,117

（1株当たり情報）

	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
1株当たり純資産額	△10,109.08円
1株当たり中間純損失金額	△375.98円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

（注）2. 1株当たり純資産額算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (令和5年9月30日)
純資産の部の合計額（千円）	1,581,136
純資産の部から控除する金額（千円）	10,092,911
うち新株予約権	4,305
うちA種優先株式	260,984
うちB種優先株式	1,509,938
うちC種優先株式	1,110,858
うちD種優先株式	1,506,862
うちE種優先株式	5,699,962
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	△8,511,774
1株当たりの純資産額の算定に用いられた 中間期末の株式数	841,993株

（注） 3. 1株当たり中間純損失算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 令和5年4月 1日 至 令和5年9月30日)
中間純損失（千円）	△ 316,572
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純損失金額（千円）	△ 316,572
期中平均株式数（株）	841,993
うち普通株式	201,500
うちA種優先株式	75,125
うちB種優先株式	154,691
うちC種優先株式	59,891
うちD種優先株式	74,972
うちE種優先株式	191,531
うちX種株式	84,283
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権13種類（新株予約権の数49,130個）。

（注） 4. 当社の発行している優先株式は、普通株式及びX種株式より利益配当請求が優先的ではなく、残余財産の分配が普通株式及びX種株式より優先的な権利を有しております。そのため、1株当たり中間純損失の算定においては、普通株式及びX種株式と同様に取り扱っており、1株当たり純資産額の算定においては、残余財産の分配に優先的な権利を有する株式の払込金額を純資産の部の合計額から控除しています。

（重要な後発事象）

（取得による企業結合）

当社は、令和5年12月11日開催の臨時取締役会において、当社のその他の関係会社である東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社（以下、「TTFH」という）の子会社である東海東京アセットマネジメント株式会社（以下、「TTAM」という）の株式100%を取得し、同社を子会社化することを決議し、同日付で株式引受契約を締結いたしました。なお、令和5年12月29日付けで株式の取得を予定しております。

（1）企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称：東海東京アセットマネジメント株式会社

事業内容：投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業

② 企業結合を行う主な理由

本件により当社が完全子会社化するTTAMは、東海東京証券およびTTFHが提携する金融機関との合弁証券会社を通じ、主に富裕層向けに、ファンドラップ（対面おまかせ資産運用サービス）を提供しています。一方で当社はこれまで、主に資産形成層向けに、ロボアド（デジタルおまかせ資産運用サービス）を提供してまいりました。

本件完了後は、これまで両社が、それぞれの事業領域で培った強みを相互補完的に活用し、「ファンドラップのロボアド化」を推進する計画です。対面サービスの丁寧なコミュニケーションや安心感はそのままに、デジタル技術の活用によって利便性や運用クオリティを大幅に強化し、富裕層向けサービスであるファンドラップの革新的なモデルチェンジを目指します。

具体的には、アプリによるロボアド基本機能（パフォーマンスや残高の確認、追加投資、解約、積立設定、コース変更、シミュレーション、アプリ経由での情報提供等）の提供を計画しています。また、ロボアドエンジンを活用したカスタム性強化や投資対象拡大、API接続による他金融サービスとの連携等、様々な機能拡張を検討しています。そして、そうした新しい機能・強化された機能を、アプリのアップデートによりご活用いただく「進化するサービス」への転換を実現します。

③ 企業結合日

令和5年12月29日（予定）

④ 企業結合の法的形式

第三者割当による自己株式を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得する議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至る主な根拠

当社が第三者割当による自己株式を対価とする株式取得により、TTAMの議決権の100%を取得することによるものです。

（2）被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得原価	396,860千円
取得の対価	当社C種優先株式 21,565株

（3）主要な取得関連費用の内訳及び金額

株価算定及び法律相談に対する報酬等 5,000千円（予定）

（4）発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

（5）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

独立監査人の監査報告書

令和5年6月23日

株式会社お金のデザイン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野 島 浩 一 郎
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 松 田 好 弘
業 務 執 行 社 員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社お金のデザインの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社お金のデザインの令和5年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和5年12月21日

株式会社お金のデザイン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野島浩一郎
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 松田好弘
業務執行社員**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社お金のデザインの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社お金のデザインの令和5年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は令和5年12月11日開催の臨時取締役会において、会社のその他の関係会社である東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の子会社である東海東京アセットマネジメント株式会社の株式100%を取得し、同社を子会社化することを決議し、同日付で株式引受契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年4月26日

株式会社お金のデザイン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松田好弘
業務執行社員**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているお金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド(円ヘッジあり)の2023年9月12日から2024年3月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド(円ヘッジあり)の2024年3月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年9月12日から2024年3月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、株式会社お金のデザイン及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

株式会社お金のデザイン及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。